

高齢受給者証・限度額適用認定証について

当組合では前期高齢者の方へ交付している**高齢受給者証**と、入院など高額な治療費がかかる場合に病院へ提示する**限度額適用認定証**がどちらも毎年7月末で更新を行っております。それぞれの制度内容を改めて理解して、有効に活用していきましょう。

高齢受給者証について



当組合に加入している**70歳～74歳**の方に交付する、医療機関等での**自己負担割合を明記した**ものです。被保険者証と併せて医療機関等窓口で提示してください。**70歳の誕生日の翌月(1日生まれの方は誕生月)から対象になります。**



判定は所得に応じて
二段階まで行います！



自己負担割合は、毎年「**住民税課税標準額等による第1次判定**」と「**収入額による第2次判定**」で判定します。(1月から7月までは前々年中、8月から12月までは前年中の所得や収入等) 切り替えは**8月1日(※)**です。第1次判定は、マイナンバーにより地方税情報等の照会をするので、交付について申請は必要ありません。第2次判定は、第1次判定で**3割負担に該当された方からの申請に基づいて実施**します。

※更新後の高齢受給者証は自己負担割合の再判定を行い、7月下旬に事務所へお送りしております。

限度額適用認定証について

国民健康保険限度額適用認定証	
有効期限 交付年月日	
記号	番号
組合員	住所
氏名	見 本
氏名	
対象者	生年月日
免効期日	
適用区分	
1 1 3 0 4 3	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	関東信越税理士国民健康保険組合 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-376 TEL 048-631-2211

被保険者の入院時や外来診療時に高額な費用がかかる場合「限度額適用認定証(以下「認定証」)」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請を組合へ事前に行います。組合から交付された認定証を被保険者証及び高齢受給者証と一緒に医療機関等の窓口に表示することによって、**一つの医療機関における同一月の支払いが自己負担限度額で済むようになります。**

医療費の自己負担限度額は、**同一世帯(当組合での被保険者記号番号ごと)の所得に応じて設定**されています。70歳未満の世帯と70歳以上の世帯では所得の計算が異なります。計算方法についての詳細は組合ホームページをご覧ください。また、令和元年6月から**マイナンバーによる情報連携において、所得判定のために必要だった所得証明書類の添付省略が可能**となりました。場合によっては、従来どおり所得証明書類のご提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。



「認定証」交付から提示までの流れは次のとおりとなります。

- ① 組合へ「認定証」の交付申請書(※)を提出する。
- ② 組合から申請者に対し、「認定証」を交付する。
- ③ 医療機関の窓口にて「認定証」を提示する。

※添付書類として組合員の本人確認書類(運転免許証等)の写しが必要です。



作成: 関東信越税理士国民健康保険組合
さいたま市大宮区桜木町 4-376-1
TEL:048-631-2211 FAX:048-644-3030



こちらのQRコードをスマートフォンで読み込むと組合HPへアクセスできます。